

町民の声への回答

【タイトル】令和元年第9回定例会での一般質問内容について

Q&Aについて（回答者は主に町長です。）

Q：避難指示の基準が改正されたがどのように周知するのか。

A：今年から防災情報を5段階の警戒レベルで表示するようになった。

レベル1が早期注意情報、レベル2は大雨注意情報等が該当する。

レベル3は避難準備また高齢者等は避難開始、レベル4は避難勧告と避難指示、レベル5は災害発生情報となっている。

レベル1と2は気象庁が発表、レベル3から5は市町村が発令する。

町民への衆知は、広報7月号、防災訓練等で実施した。折に触れ周知させていただく。

Q：防災訓練の狙いは何か。

A：今年豪雨災害と地震を想定した訓練を実施した。

大雨を想定した訓練では、警戒レベル3と4を時間差で発令して、警戒レベルの普及浸透を図った。町内で土砂災害の発生の恐れが少ない地域は従来通り地震を想定した訓練を実施した。一時避難所で避難の受付や要支援者の安否確認等の訓練もお願いし、災害発生時の地域内の初動体制の確立を図った。

（注）訓練の指示内容については、区長さんに詳しいものが渡っています。

Q：地域の防災体制また集落ごとの防災体制はどう進めるのか。

A：消防団・自警団とも防災訓練で連携を図っている。備蓄品は郡家、船岡、八東に分散し、有事の土嚢も分散備蓄している。

集落の体制については町が指定避難所を開設した場合に、関係集落は集落公民館を一時避難所として開設していただくように防災学習会等をお願いしている。独居の高齢者等の不安解消を図りたい。

Q：八頭町は今春各家庭に保存版の防災マップを配布したばかりだが避難指示が変更になった。改定する必要があるのでは。

A：いわれるように3月に各家庭に配布させてもらった。避難勧告と避難指示が同じレベル3の中に入ってきた。運用としては避難指示と避難勧告については、発令の前に関係区長さんに了解を取ったうえで防災無線を流す段取りとしている。できれば集落で防災学習会等開催していただければ、職員を派遣して相談に応じたい。

Q：一時避難所の開所基準、方法は徹底されているか。

A：警報が出たら、町内に3か所(郡家保健センター・船岡庁舎・八東地区公民館)の自主避難所を、郡家保健センターに1か所福祉避難所を開設する。

一時避難所については自主避難所を開設した場合に、区長さんに連絡して集会所等を開けていただくようお願いしている。

災害弱者が孤独な状況に陥らないよう必要な対策と認識しているが、現状は集落とも調整中で、今後の課題と思っている。

Q：集落の対応となると区長さん始め自警の皆さんの負担が大きすぎる。ケースに応じた基準なりマニュアル作成を検討してもらいたい。

A：町として集落支援員を配置して集落の防災体制に取り組んでいる。基準ということであれば内部でも検討したい。